

参加費
無料

令和元年度
大田圏域 **働く人の健康づくり講座**

職場の健康づくりの第一歩！

日時

10月3日 木

14:00～16:00
(受付 13:45～14:00)



場所

サンレディー大田 ふれあいホール

大田市大田町大田口1329番地9 (TEL 0854-82-6700)

職場や家庭で
手軽にできる
ストレッチを
紹介します♪

第1部 14:05～14:50	講演「無理なくできる！働く人の身体活動のコツ」 講師:北湯口 純 氏 (身体教育医学研究所うなん主任研究員/健康運動指導士)
第2部 14:50～15:45	事業所の取組事例発表 事業所での取組のきっかけ、健康づくりの具体例など 発表者:株式会社松崎製作所 代表取締役社長 下垣 勇 氏 グループワーク 会社で実践している事、困っている事、やってみたい事 などについて意見交換・情報共有しましょう
第3部 15:45～16:00	・しまね☆まめなカンパニー登録制度の紹介 ・改正健康増進法（受動喫煙対策）に関する情報提供

裏面の申込書
にご記入の上、
FAXで
お送り下さい

参加申込み先: **出雲労働基準監督署 安全衛生課**

FAX 0853-21-1226 〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3

申込期限
9/27(金)

講座内容に関する
お問い合わせ先:

島根県 県央保健所 健康増進課

TEL 0854-84-9821 〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1

令和元年度 大田圏域 働く人の健康づくり講座 参加申込書

事業所名	
参加者名	
連絡先 TEL	

※セミナー不参加の場合も回答（FAX）をお願いします

【アンケートにご協力ください】

	質問	回答（いずれかに○を付けてください）
1	島根県では、健康づくり・健康経営に取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として登録していますが、この登録制度について知っていますか。	① 既に登録している ② 関心はあるが、登録していない ③ 関心がない
2	2020年4月1日から改正健康増進法※によって義務づけられる受動喫煙防止対策に取り組んでいますか、または、今後取り組む予定がありますか。	法律で義務づけられる受動喫煙防止対策に ① 既に取り組んでいる （①を選択した場合は、以下の該当するものに○をつけてください） a. 喫煙専用室を設置している b. 屋内禁煙としている c. 敷地内禁煙としている ② 2020年4月1日までに取り組む予定 ③ 法律の内容を知らない

※2018年7月に成立した改正健康増進法により、企業・工場・飲食店などは2020年4月より屋内禁煙が義務づけられます。

例外的に屋内に喫煙室を設ける場合には、技術的な要件を満たす必要があります。詳細は、保健所までお問い合わせください。